

酒類の不当廉売，差別対価等に関するガイドラインのポイント

不当廉売関係

< 現行規定 >

独占禁止法第2条第9項

この法律において不公正な取引方法とは，左の各号の一に該当する行為であつて，公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち，公正取引委員会が指定するものをいう。

(略)

二 不当な対価をもつて取引すること。

不公正な取引方法（昭和57年公取委告示）

(不当廉売)

6 正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し，その他不当に商品又は役務を低い対価で供給し，他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

不当廉売ガイドライン（昭和59年）（全ての小売業者が対象）

「供給に要する費用を著しく下回る対価」とは，通常の小売業においては，仕入価格を下回るかどうかを一つの基準としている。

< 酒類の取引実態に即した明確化 >

「供給に要する費用を著しく下回る対価」は，値引き等（実質的に値引きと認められるリベートを含む。）を考慮に入れた実質的仕入価格を下回るかどうか一つの基準。

酒類の取引実態に即して，実質的に値引きと認められないリベート等の明確化

- (例) ・年度末等に事後的に額が判明するリベート
- ・メーカー・卸から出されるチラシ協賛金，出店協賛金，販売員等

酒類の取引実態に即して，「継続して」の要件の明確化

- (例) ・週末ごとの廉売
- ・日替わり等で同一酒類の銘柄が異なる廉売

< 公正取引委員会の対応 >

原則2ヶ月以内の迅速な処理

大規模な事業者が行う不当廉売事案，繰り返し行われている不当廉売事案について厳正対処

警告，注意等を行った事業者について，その後の価格動向をフォロー

差別対価等関係

< 現行規定 >

不公正な取引方法（昭和57年公取委告示）

(差別対価)

3 不当に，地域又は相手方により差別的な対価をもつて，商品若しくは役務を供給し，又はこれらの供給を受けること。

(取引条件等の差別取扱い)

4 不当に，ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利な又は不利な取扱いをすること。

< 酒類の取引実態に即した明確化 >

小売業者への価格・リベートについて，取引量等を反映しない著しい格差があり，公正な競争を阻害するおそれのある場合，問題となる旨を明記

メーカーが小売業者に直接提供する差別的なリベートも問題となる旨を明記

< 公正取引委員会の対応 >

差別対価等に関する調査開始基準を明確化，問題事案への厳正対処

メーカー及び卸売業者に対し，リベートの供与基準の明確化のための取組を要請